

平成21年 No.30

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項等の一部を改正する要項

制定理由

事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

事務組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年7月1日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成21年規程第23号

東京学芸大学教授会規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学点検評価規程（平成16年規程第17号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学情報企画室規程（平成21年規程第13号）
- (4) 国立大学法人東京学芸大学地球温暖化対策の推進に関する規程（平成17年規程第30号）
- (5) 国立大学法人東京学芸大学人事計画会議規程（平成20年規程第18号）
- (6) 東京学芸大学学芸の森環境機構規程（平成18年規程第22号）
- (7) 東京学芸大学選挙規程（昭和42年規程第3号）
- (8) 国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程（昭和61年規程第2号）
- (9) 国立大学法人東京学芸大学財務会議規程（平成20年規程第17号）
- (10) 東京学芸大学免許状更新講習委員会規程（平成20年規程第30号）
- (11) 東京学芸大学総合学生支援機構規程（平成19年規程第30号）
- (12) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）
- (13) 東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程（平成10年規程第16号）
- (14) 東京学芸大学学寮規程（平成8年規程第2号）
- (15) 東京学芸大学国際学生宿舎規程（平成9年規程第8号）
- (16) 東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）
- (17) 東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程（平成19年規程第5号）
- (18) 東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程（平成16年規程第57号）
- (19) 東京学芸大学課外活動共用施設規程（平成3年規程第1号）
- (20) 東京学芸大学学生表彰規程（平成21年規程第2号）
- (21) 東京学芸大学総合メディア機構規程（平成17年規程第3号）
- (22) 東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第5号）

- (23) 国立大学法人東京学芸大学情報基盤会議規程（平成20年規程第19号）
- (24) 東京学芸大学リポジトリ規程（平成20年規程第33号）
- (25) 東京学芸大学教育実践研究推進機構規程（平成16年規程第21号）
- (26) 東京学芸大学研究倫理規程（平成15年規程第4号）
- (27) 国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程（平成19年規程第31号）
- (28) 国立大学法人東京学芸大学職務発明規程（平成16年規程第18号）
- (29) 国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程（平成16年規程第19号）
- (30) 国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程（平成16年規程第20号）
- (31) 東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号）
- (32) 東京学芸大学環境安全委員会規程（平成20年規程第6号）
- (33) 学芸大学・F C東京・小金井市運営協議会規程（平成16年規程第23号）
- (34) 東京学芸大学公開講座規程（平成15年規程第5号）
- (35) 国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程（平成20年規程第38号）
- (36) 東京学芸大学附属図書館規程（昭和39年規程第12号）
- (37) 東京学芸大学環境教育実践施設規程（平成6年規程第13号）
- (38) 東京学芸大学教育実践研究支援センター規程（平成16年規程第5号）
- (39) 東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程（平成12年規程第6号）
- (40) 東京学芸大学保健管理センター規程（昭和58年規程第11号）
- (41) 東京学芸大学情報処理センター規程（平成元年規程第6号）
- (42) 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程（昭和59年規程第4号）
- (43) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程（昭和58年規程第2号）
- (44) 東京学芸大学現職教員研修支援センター規程（平成12年規程第5号）
- (45) 東京学芸大学学生相談センター規程（平成18年規程第6号）
- (46) 東京学芸大学学生キャリア支援センター規程（平成19年規程第28号）
- (47) 国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報保護に関する規程（平成17年規程第7号）
- (48) 国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程（平成13年規程第7号）
- (49) 国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程（平成13年規程第8号）
- (50) 国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程（平成13年規程第9号）
- (51) 東京学芸大学体育施設運営委員会規程（昭和41年規程第15号）

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成21年7月1日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項（平成16年4月1日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項（平成18年3月14日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学地域連携推進本部要項（平成20年3月28日制定）

東京学芸大学教授会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 教授会の庶務は、<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第12条 この規程の改廃は、役員会及び教育研究評議会の議を<u>経て学長が定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 教授会の庶務は、<u>総務部学系支援課</u>が処理する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第12条 この規程の改廃は、役員会及び教育研究評議会の議を<u>経なければならぬ。</u></p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学点検評価規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第27条 点検評価会議の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>総務課</u>が処理する。</p> <p>2 第11条第1項第1号の部会の庶務は学務部学務課，同項第2号の部会の庶務は<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>，同項第3号の部会の庶務は総務部<u>広報連携協力課</u>，同項第4号の部会の庶務は学務部国際課，同項第5号の部会の庶務は総務部総務課においてそれぞれ処理する。</p> <p>3 その他部局の点検及び評価の庶務は、当該部局において処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成21年7月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第27条 点検評価会議の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>2 第11条第1項第1号の部会の庶務は学務部学務課，同項第2号<u>及び</u>第3号の部会の庶務は総務部<u>企画課</u>，同項第4号の部会の庶務は学務部国際課，同項第5号の部会の庶務は総務部総務課においてそれぞれ処理する。</p> <p>3 その他部局の点検及び評価の庶務は、当該部局において処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学情報企画室規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第7条 情報企画室の庶務は、<u>教育研究支援部</u>情報基盤課が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第7条 情報企画室の庶務は、<u>学術情報部</u>情報基盤課が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における地球温暖化対策の推進に関する規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(推進責任者)</p> <p>第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、総務部長及び<u>財務施設部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 推進責任者は、統括マネージャーの指示に従い、削減対策の責任者として、次に掲げる業務分担により削減対策の進行管理を行うものとする。</p> <p>(1) 総務部長 連絡調整担当</p> <p>(2) <u>財務施設部長</u> 技術担当</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) テクニカルアドバイザー</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) 総務部長及び<u>財務施設部長</u></p> <p>(8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(推進責任者)</p> <p>第6条 本学に、地球温暖化対策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、総務部長及び<u>財務部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 推進責任者は、統括マネージャーの指示に従い、削減対策の責任者として、次に掲げる業務分担により削減対策の進行管理を行うものとする。</p> <p>(1) 総務部長 連絡調整担当</p> <p>(2) <u>財務部長</u> 技術担当</p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) テクニカルアドバイザー</p> <p>(3) 学系長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) 総務部長及び<u>財務部長</u></p> <p>(8) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学人事計画会議規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p data-bbox="241 347 320 379">〔省略〕</p> <p data-bbox="197 432 264 464">(組織)</p> <p data-bbox="147 480 768 512">第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul data-bbox="181 528 443 807" style="list-style-type: none"><li data-bbox="181 528 416 560">(1) 理事及び副学長</li><li data-bbox="181 576 309 608">(2) 学系長</li><li data-bbox="181 624 443 655">(3) 附属学校運営参事</li><li data-bbox="181 671 338 703">(4) 事務局長</li><li data-bbox="181 719 338 751">(5) 総務部長</li><li data-bbox="181 767 389 807">(6) <u>財務施設部長</u></li></ul> <p data-bbox="241 847 320 879">〔省略〕</p> <p data-bbox="226 935 313 967"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="174 983 741 1015"><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1211 347 1290 379">〔省略〕</p> <p data-bbox="1167 432 1234 464">(組織)</p> <p data-bbox="1117 480 1738 512">第4条 会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <ul data-bbox="1151 528 1413 807" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1151 528 1386 560">(1) 理事及び副学長</li><li data-bbox="1151 576 1279 608">(2) 学系長</li><li data-bbox="1151 624 1413 655">(3) 附属学校運営参事</li><li data-bbox="1151 671 1308 703">(4) 事務局長</li><li data-bbox="1151 719 1308 751">(5) 総務部長</li><li data-bbox="1151 767 1308 807">(6) <u>財務部長</u></li></ul> <p data-bbox="1211 847 1290 879">〔省略〕</p>

東京学芸大学学芸の森環境機構規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て、<u>財務施設部施設課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て、<u>財務部施設課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学選挙規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第16条 全学選挙管理委員会の庶務は，総務部人事課が，各学系選挙管理委員会の庶務は，<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第17条 <u>この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第16条 全学選挙管理委員会の庶務は，総務部人事課が，各学系選挙管理委員会の庶務は，<u>総務部学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附金取扱規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 寄附金の受入事務は、<u>財務施設部</u>財務課が行う。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第13条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 寄附金の受入事務は、<u>財務部</u>財務課が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学財務会議規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 会議は，次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>(5) <u>財務施設部長</u></p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 会議の庶務は，関係部課等の協力を得て<u>財務施設部</u>財務課及び施設課が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 会議は，次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事及び副学長</p> <p>(2) 学系長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 事務局長</p> <p>(5) <u>財務部長</u></p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 会議の庶務は，関係部課等の協力を得て<u>財務部</u>財務課及び施設課が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学免許状更新講習委員会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 副学長（大学院教育等担当）</p> <p>(2) 現職教員研修支援センター長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名</p> <p>(5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名</p> <p>(6) <u>学務部参事役</u></p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、学務部<u>教育企画課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p><u>第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第12条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 副学長（大学院教育等担当）</p> <p>(2) 現職教員研修支援センター長</p> <p>(3) 附属学校運営参事 1名</p> <p>(4) 各学系の教授会構成員から選出された教員 各2名</p> <p>(5) 第6条第1項の委員長が委嘱する者 若干名</p> <p>(6) <u>学務部長</u></p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、学務部<u>学務課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第11条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学総合学生支援機構規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第7条 機構に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部<u>学生課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第8条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第7条 機構に関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構長が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学学生委員会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) <u>学生課長</u> (3) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部<u>学生課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u> 第10条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則) 第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名 (2) <u>学生サービス課長</u> (3) その他第5条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名 2 前項第1号及び第3号の委員は、大学院教育学研究科担当教員に限るものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>(補則) 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学キャンパスライフ委員会規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第 1 3 条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部<u>学生課</u>が処理する。</p> <p>。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第 1 4 条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第 1 5 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第 1 3 条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学寮規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(学寮に関する事務)</p> <p>第16条 学寮に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第17条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この規程の実施に関する必要な事項は、委員会の議を経て、管理運営責任者が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(学寮に関する事務)</p> <p>第16条 学寮に関する事務は、<u>学生サービス課</u>において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第17条 この規程の実施に関する必要な事項は、委員会の議を経て、管理運営責任者が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学国際学生宿舎規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(宿舎に関する事務)</p> <p>第16条 学生宿舎に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第17条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理運営責任者が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(宿舎に関する事務)</p> <p>第16条 学生宿舎に関する事務は、<u>学生サービス課</u>において処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理運営責任者が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(入寮の手続)</p> <p>第5条 本学寄宿舎(学寮)に入寮を希望する者は、所定の入寮願に必要書類を添えて、<u>学生課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(入学料の徴収猶予)</p> <p>第15条 入学料の免除申請をして免除を不許可とされた者又は一部について免除を許可された者のうち、学則第51条により入学料の徴収猶予を希望する者は、所定の入学料徴収猶予願を<u>学生課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(授業料の分納・徴収猶予)</p> <p>第17条 学則第55条により授業料の分納・徴収猶予を希望する者は、所定の願書を<u>学生課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第18条 学則第57条により授業料の免除を希望する者は、所定の授業料免除願に当該学生を扶養する者の居住地の市区町村長が発行する所得に関する証明書その他必要書類を添えて<u>学生課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>(奨学金)</p> <p>第19条 奨学金を受けようとする者は、所定の奨学生願書を<u>学生課</u>に提出し</p>	<p>[省略]</p> <p>(入寮の手続)</p> <p>第5条 本学寄宿舎(学寮)に入寮を希望する者は、所定の入寮願に必要書類を添えて、<u>学生サービス課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(入学料の徴収猶予)</p> <p>第15条 入学料の免除申請をして免除を不許可とされた者又は一部について免除を許可された者のうち、学則第51条により入学料の徴収猶予を希望する者は、所定の入学料徴収猶予願を<u>学生サービス課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>[省略]</p> <p>(授業料の分納・徴収猶予)</p> <p>第17条 学則第55条により授業料の分納・徴収猶予を希望する者は、所定の願書を<u>学生サービス課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>(授業料の免除)</p> <p>第18条 学則第57条により授業料の免除を希望する者は、所定の授業料免除願に当該学生を扶養する者の居住地の市区町村長が発行する所得に関する証明書その他必要書類を添えて<u>学生サービス課</u>に提出し、学長の許可を受けなければならない。</p> <p>(奨学金)</p> <p>第19条 奨学金を受けようとする者は、所定の奨学生願書を<u>学生サービス課</u></p>

なければならない。

〔省略〕

(団体の設立)

第23条 学生が団体を設立しようとするときは、所定の団体設立届に顧問教員承諾届を添え学生課に提出し、学長の承認を受けなければならない。

2 各団体は部員名簿を作成し、保管しなければならない。

〔省略〕

(集会)

第25条 学生が集会しようとするときは、原則として3日前までに所定の集会届を学生課を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学生の集会に学外の者を参加させようとするときは、同様届け出て承認を受けなければならない。

(学外活動)

第26条 学生が本学の名を冠し学外で諸活動しようとするとき又は学生団体が学外団体に加入しようとするときは、所定の学外活動届又は学外団体加入届を学生課を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(学内諸活動)

第27条 学生が学内において募金、物品の販売、署名運動、世論調査、印刷物の配布などの活動をしようとするときは、所定の届出書を学生課を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の諸活動が金銭上の収支を伴う場合は、事前にその予算書を、事後にはその決算書を、学生課を経て学長に提出しなければならない。

に提出しなければならない。

〔省略〕

(団体の設立)

第23条 学生が団体を設立しようとするときは、所定の団体設立届に顧問教員承諾届を添え学生サービス課に提出し、学長の承認を受けなければならない。

2 各団体は部員名簿を作成し、保管しなければならない。

〔省略〕

(集会)

第25条 学生が集会しようとするときは、原則として3日前までに所定の集会届を学生サービス課を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 学生の集会に学外の者を参加させようとするときは、同様届け出て承認を受けなければならない。

(学外活動)

第26条 学生が本学の名を冠し学外で諸活動しようとするとき又は学生団体が学外団体に加入しようとするときは、所定の学外活動届又は学外団体加入届を学生サービス課を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

(学内諸活動)

第27条 学生が学内において募金、物品の販売、署名運動、世論調査、印刷物の配布などの活動をしようとするときは、所定の届出書を学生サービス課を経て学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の諸活動が金銭上の収支を伴う場合は、事前にその予算書を、事後にはその決算書を、学生サービス課を経て学長に提出しなければならない。

(掲示)

第28条 学生が学内において掲示（立看板による掲示を含む。）をしようとするときは、掲示責任者を明記した掲示物を学生課に提出し、学長の承認を受けたのち所定の場所に掲示しなければならない。

2 前項に関する詳細については、別に定める。

(規程の改廃)

第29条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

(掲示)

第28条 学生が学内において掲示（立看板による掲示を含む。）をしようとするときは、掲示責任者を明記した掲示物を学生サービス課に提出し、学長の承認を受けたのち所定の場所に掲示しなければならない。

2 前項に関する詳細については、別に定める。

[省略]

東京学芸大学学生奨学金制度に関する規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 1 条 奨学金給付に関する事務は、関係部課の協力を得て、<u>学務部学生課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第 1 2 条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、<u>学生委員会</u>が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 1 条 奨学金給付に関する事務は、関係部課の協力を得て、<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、<u>学生委員会</u>が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、学務部<u>学生課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u> 第10条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則) 第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務) 第9条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、学務部<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>(補則) 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学課外活動共用施設規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 共用施設に関する事務は、<u>学務部学生課</u>が行う。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p><u>第10条</u> この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第11条</u> この規程に定めるもののほか、共用施設の使用に関する必要事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 共用施設に関する事務は、<u>学生サービス課</u>が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第10条</u> この規程に定めるもののほか、共用施設の使用に関する必要事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生表彰規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第6条 表彰に関する事務は、学務部<u>学生課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第7条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第6条 表彰に関する事務は、学務部<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、学生等の表彰に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学総合メディア機構規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(副機構長)</p> <p>第6条 機構に副機構長を置き、情報処理センター長及び<u>教育研究支援部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、副機構長（情報処理センター長）がその職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 機構及び部門の庶務は、<u>教育研究支援部</u>情報基盤課が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第13条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(副機構長)</p> <p>第6条 機構に副機構長を置き、情報処理センター長及び<u>学術情報部長</u>をもって充てる。</p> <p>2 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故があるときは、副機構長（情報処理センター長）がその職務を代行する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 機構及び部門の庶務は、<u>学術情報部</u>情報基盤課が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 この規程に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学術情報委員会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 附属図書館長（以下「館長」という。）</p> <p>(2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(3) <u>教育研究支援部長</u></p> <p>(4) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>教育研究支援部</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 附属図書館長（以下「館長」という。）</p> <p>(2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名</p> <p>(3) <u>学術情報部長</u></p> <p>(4) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第10条 委員会の庶務は、<u>学術情報部</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学情報基盤会議規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 会議の庶務は、<u>教育研究支援部情報基盤課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 会議の庶務は、<u>学術情報部情報基盤課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学リポジトリ規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(管理運営)</p> <p>第4条 リポジトリに関する管理運営は、<u>教育研究支援部情報基盤課</u>において行うものとする。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第5条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第6条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、<u>学術情報委員会の議を経て総合メディア機構長が定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(管理運営)</p> <p>第4条 リポジトリに関する管理運営は、<u>学術情報部</u>において行うものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第5条 リポジトリの管理運営に関し必要な事項は、<u>学術情報委員会の議を経て総合メディア機構長が定める。</u></p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教育実践研究推進機構規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第7条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 機構の庶務は、関係部課の協力を得て<u>総務部企画課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか、機構の運営等に関し必要な事項は、機構が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学研究倫理規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第15条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第16条 この規程に定めるもののほか、研究上の倫理について必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課の協力を得て、<u>総務部企画課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、研究上の倫理について必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学における研究活動の不正への対応に関する規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(通報窓口の設置)</p> <p>第4条 本学における不正に関する通報を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>に設置し、当該課長が責任者となる。</p> <p>2 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告する。</p> <p>[省略]</p> <p>(調査委員会の設置)</p> <p>第7条 学長は、通報（不正使用の場合は、監査又は通報）により、不正が疑われる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。</p> <p>2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事（研究等担当）</p> <p>(2) 教育研究評議会評議員 2名</p> <p>(3) 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名</p> <p>(4) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長</p> <p>(5) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。</p> <p>4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。</p>	<p>[省略]</p> <p>(通報窓口の設置)</p> <p>第4条 本学における不正に関する通報を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を<u>総務部企画課</u>に設置し、当該課長が責任者となる。</p> <p>2 通報窓口の責任者は、不正に関する通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告する。</p> <p>[省略]</p> <p>(調査委員会の設置)</p> <p>第7条 学長は、通報（不正使用の場合は、監査又は通報）により、不正が疑われる情報を得たときには、調査委員会を設置して事実関係を調査しなければならない。</p> <p>2 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事（研究等担当）</p> <p>(2) 教育研究評議会評議員 2名</p> <p>(3) 法律関係の専門的知識を有する本学の教員 若干名</p> <p>(4) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の長</p> <p>(5) 被通報者が所属する又は研究活動を行う部局の教員 1名</p> <p>(6) 事務局長</p> <p>(7) その他学長が必要と認めた者 若干名</p> <p>3 不正行為に係る事案の調査に当たっては、前項の委員のほか、当該事案に関する研究分野の学外研究者を調査委員会の委員に加えるものとする。</p> <p>4 調査委員会に委員長を置き、第2項第1号に定める委員をもって充てる。</p>

- 5 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が指名する。
- 6 第2項第5号の委員は、委員長が指名する。
- 7 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
- 8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て教育研究支援部教育研究支援課が処理する。

[省略]

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

- 5 第2項第2号及び第3号の委員は、学長が指名する。
- 6 第2項第5号の委員は、委員長が指名する。
- 7 委員の任期は当該事案限りとし、再任を妨げない。
- 8 調査委員会の事務は、関係部課等の協力を得て総務部企画課が処理する。

[省略]

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、研究活動の不正への対応等に関し必要な事項は、別に定める。

国立大学法人東京学芸大学職務発明規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が行う。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第22条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第23条 この規程に定めるもののほか、職務発明及び審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第21条 この規程に基づく事務処理及び審査委員会に関する庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第22条 この規程に定めるもののほか、職務発明及び審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学共同研究取扱規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第29条 共同研究の受入事務は，総務部<u>広報連携協力課</u>が行う。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p><u>第30条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第31条</u> この規程に定めるもののほか，共同研究に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第29条 共同研究の受入事務は，総務部<u>企画課</u>が行う。</p> <p>(その他)</p> <p><u>第30条</u> この規程に定めるもののほか，共同研究に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学受託研究取扱規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第19条 受託研究の受入事務は，総務部<u>広報連携協力課</u>が行う。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第20条 この規程の改廃は，<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第21条 この規程に定めるもののほか，受託研究に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第19条 受託研究の受入事務は，総務部<u>企画課</u>が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この規程に定めるもののほか，受託研究に関し必要な事項は，別に定める。</p> <p>[省略]</p>

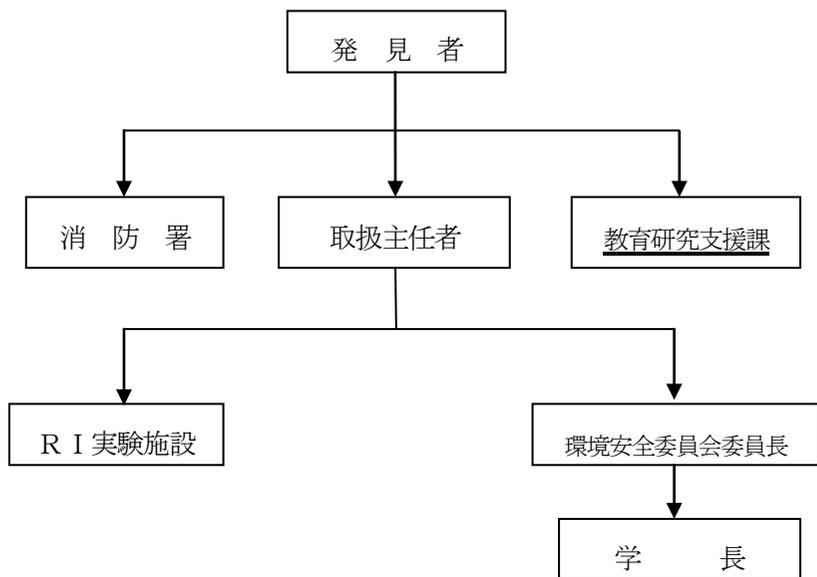
東京学芸大学放射線障害予防規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p><u>第31条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</p> <p>(規程の細目)</p> <p><u>第32条</u> この規程の実施に関し必要な細目は、環境安全委員会の議を経て、学長が定める。</p> <p>(管理組織図)</p> <p><u>第33条</u> 放射線障害の防止に係る管理組織は、別図2のとおりとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(規程の細目)</p> <p><u>第31条</u> この規程の実施に関し必要な細目は、環境安全委員会の議を経て、学長が定める。</p> <p>(管理組織図)</p> <p><u>第32条</u> 放射線障害の防止に係る管理組織は、別図2のとおりとする。</p>

別図1

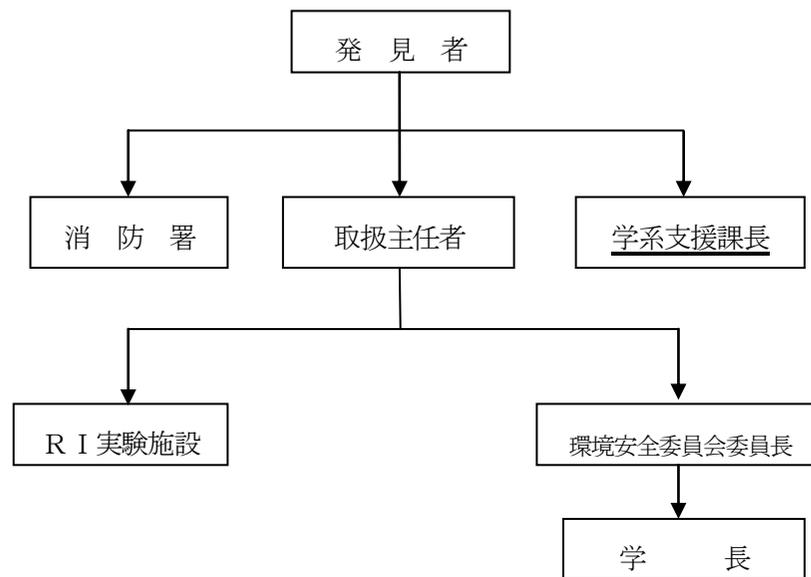
地震等災害発生時の連絡通報体制



[省略]

別図1

地震等災害発生時の連絡通報体制



[省略]

東京学芸大学環境安全委員会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</p> <p>(2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名</p> <p>(3) <u>財務課長</u></p> <p>(4) <u>施設課長</u></p> <p>(5) <u>学生課長</u></p> <p>(6) <u>教育研究支援課長</u></p> <p>(7) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>財務施設部</u>施設課が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名</p> <p>(2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名</p> <p>(3) <u>企画課長</u></p> <p>(4) <u>財務課長</u></p> <p>(5) <u>学生サービス課長</u></p> <p>(6) <u>施設課長</u></p> <p>(7) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>財務部</u>施設課が処理する。</p> <p>[省略]</p>

学芸大学・FC東京・小金井市運営協議会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 運営協議会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第9条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 運営協議会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程に定めるもののほか、運営協議会の運営等に関し必要な事項は、運営協議会が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学公開講座規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第25条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第26条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、推進本部の議を経て学長が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 公開講座の実施に関する事務は、関係各課の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第25条 この規程に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、推進本部の議を経て学長が別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

国立大学法人東京学芸大学寄附講義受入規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 1 条 寄附講義の受入れに関する事務は、関係部課等の協力を得て総務部 <u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第 1 2 条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、寄附講義に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 1 条 寄附講義の受入れに関する事務は、関係部課等の協力を得て総務部 <u>企画課</u>が処理する。</p> <p>(雑則)</p> <p>第 1 2 条 この規程に定めるもののほか、寄附講義に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>〔省略〕</p>

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(運営)</p> <p>第2条 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。</p> <p>第3条 附属図書館の業務は、<u>教育研究支援部学術情報課</u>において処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第4条 <u>この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(利用)</p> <p><u>第5条</u> 附属図書館の利用に関することは、別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(運営)</p> <p>第2条 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。</p> <p>第3条 附属図書館の業務は、<u>学術情報部学術情報課</u>において処理する。</p> <p>(利用)</p> <p><u>第4条</u> 附属図書館の利用に関することは、別に定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学環境教育実践施設規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 3 条 環境教育施設に関する事務は、<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第 1 4 条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(細目)</p> <p>第 1 5 条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他環境教育施設に関する細目は、委員会の議を経て、環境教育施設長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第 1 3 条 環境教育施設に関する事務は、<u>総務部学系支援課</u>が処理する。</p> <p>(細目)</p> <p>第 1 4 条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他環境教育施設に関する細目は、委員会の議を経て、環境教育施設長が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学教育実践研究支援センター規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第 1 3 条 委員会の庶務は，<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第 1 5 条 この規程の改廃は，<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(細目)</p> <p>第 1 6 条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか，委員会，所員会議その他センターに関する細目は，委員会の議を経て，センター長が定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成 21 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第 1 3 条 委員会の庶務は，<u>学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p>(細目)</p> <p>第 1 5 条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか，委員会，所員会議その他センターに関する細目は，委員会の議を経て，センター長が定める。</p>

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第20条 協議会及び委員会の庶務は、<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第21条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(細目)</p> <p><u>第22条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、協議会、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第20条 協議会及び委員会の庶務は、<u>総務部学系支援課</u>が処理する。</p> <p>(細目)</p> <p><u>第21条</u> この規程及び他の規程等に定めるもののほか、協議会、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学保健管理センター規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、<u>学務部学生課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第14条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(細目)</p> <p>第15条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター所長が定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 委員会の庶務は、<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p>(細目)</p> <p>第14条 この規程及び他の規程等に定めるもののほか、委員会、所員会議その他センターに関する細目は、委員会の議を経て、センター所長が定める。</p>

東京学芸大学情報処理センター規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 運営委員会及び所員会議の庶務は、<u>教育研究支援部情報基盤課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第15条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(細目)</p> <p>第16条 この規程に定めるもののほか、センターの利用等に関する細目については、運営委員会の議を経て、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第14条 運営委員会及び所員会議の庶務は、<u>学術情報部情報基盤課</u>が処理する。</p> <p>(細目)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、センターの利用等に関する細目については、運営委員会の議を経て、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は，<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p><u>第10条 この規程の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>第3章 雑則</p> <p>(R I 実験施設の利用等)</p> <p><u>第11条</u> この規程及び他の規程に定めるもののほか，R I 実験施設の利用等 に関し必要な事項は，委員会の議を経て，R I 実験施設長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は，平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 委員会の庶務は，<u>総務部学系支援課</u>が処理する。</p> <p>第3章 雑則</p> <p>(R I 実験施設の利用等)</p> <p><u>第10条</u> この規程及び他の規程に定めるもののほか，R I 実験施設の利用等 に関し必要な事項は，委員会の議を経て，R I 実験施設長が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学有害廃棄物処理施設規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(処理施設の事務)</p> <p>第10条 処理施設に関する事務は、<u>財務施設部施設課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(処理施設の事務)</p> <p>第10条 処理施設に関する事務は、<u>財務部施設課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学現職教員研修支援センター規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、学務部<u>学務課</u>の協力を得て、学務部<u>教育企画課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、学務部<u>入試課</u>の協力を得て、学務部<u>学務課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生相談センター規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、学務部<u>学生課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第14条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、学務部<u>学生サービス課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学学生キャリア支援センター規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部<u>学生課</u>キャリア支援室が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第14条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第15条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(事務)</p> <p>第13条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、学務部<u>学生サービス課</u>キャリア支援室が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学の保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(開示請求の受付)</p> <p>第32条 本学が保有する個人情報について、法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部<u>広報連携協力課</u>（以下「<u>広報連携協力課</u>」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>2 前項のほか、各附属学校（小金井地区を除く。以下同じ。）においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>広報連携協力課</u>に送付するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開示の実施)</p>	<p>[省略]</p> <p>(開示請求の受付)</p> <p>第32条 本学が保有する個人情報について、法第12条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）があったときは、総務部<u>総務課</u>（以下「<u>総務課</u>」という。）において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>2 前項のほか、各附属学校（小金井地区を除く。以下同じ。）においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>総務課</u>の協力を得て、保有個人情報の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>総務課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>総務課</u>に送付するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開示の実施)</p>

第35条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 保有個人情報の開示は、原則として広報連携協力課において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により広報連携協力課まで出向くことができない場合には、当該個人情報を保有する部局等において実施できるものとする。

3 [省略]

4 開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、広報連携協力課において当該保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合においては、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

[省略]

(訂正請求の受付)

第37条 本学が保有する個人情報について、法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、広報連携協力課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) ～ (3) [省略]

2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、訂正請求者に訂正請求書の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に不備があるときは、広報連携協力課の協力を得て、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交

第35条 学長は、法第24条第3項の規定により保有個人情報の開示を受ける者から別紙第10号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書が提出されたときは、開示を受ける者の便宜を図って開示を実施するものとする。

2 保有個人情報の開示は、原則として総務課において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該個人情報を保有する部局等において実施できるものとする。

3 [省略]

4 開示を受ける者が保有個人情報の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において当該保有個人情報の写しを送付するものとする。この場合においては、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

[省略]

(訂正請求の受付)

第37条 本学が保有する個人情報について、法第27条の規定による訂正請求（追加又は削除の請求を含む。以下「訂正請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) ～ (3) [省略]

2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 訂正請求を受け付けるときは、訂正請求者に訂正請求書の提出を求めるものとする。この場合において、訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、訂正請求書に不備があるときは、総務課の協力を得て、訂正請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 訂正請求書を受理したときは、訂正請求者に訂正請求書の副本1部を交

付するとともに、訂正請求書を広報連携協力課に送付するものとする。

〔省略〕

(利用停止請求の受付)

第40条 本学が保有する個人情報について、法第36条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、広報連携協力課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) 〔省略〕

2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求者に利用停止請求書の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に不備があるときは、広報連携協力課の協力を得て、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書を広報連携協力課に送付するものとする。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

付するとともに、訂正請求書を総務課に送付するものとする。

〔省略〕

(利用停止請求の受付)

第40条 本学が保有する個人情報について、法第36条の規定による利用停止請求（消去又は提供の停止請求を含む。以下「利用停止請求」という。）があったときは、総務課において、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1)～(3) 〔省略〕

2 前項のほか、各附属学校においては、次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。

(1) 利用停止請求を受け付けるときは、利用停止請求者に利用停止請求書の提出を求めるものとする。この場合において、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示又は提出を求め、利用停止請求書に不備があるときは、総務課の協力を得て、利用停止請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。

(2) 利用停止請求書を受理したときは、利用停止請求者に利用停止請求書の副本1部を交付するとともに、利用停止請求書を総務課に送付するものとする。

〔省略〕

別表（第5条第1項関係）

部 局 等	保 護 担 当 者
〔省略〕	〔省略〕
総合教育科学系	<u>教育研究支援課長</u>
人文社会科学系	<u>教育研究支援課長</u>
自然科学系	<u>教育研究支援課長</u>
芸術・スポーツ科学系	<u>教育研究支援課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
環境教育施設実践施設	<u>教育研究支援課長</u>
教育実践研究支援センター	<u>教育研究支援課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
教員養成カリキュラム開発研究センター	<u>教育研究支援課長</u>
保健管理センター	<u>学生課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
放射性同位元素総合実験施設	<u>教育研究支援課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
現職教員研修支援センター	<u>教育企画課長</u>
学生相談センター	<u>学生課長</u>
学生キャリア支援センター	<u>学生課長</u>
〔省略〕	〔省略〕

別表（第5条第1項関係）

部 局 等	保 護 担 当 者
〔省略〕	〔省略〕
総合教育科学系	<u>学系支援課長</u>
人文社会科学系	<u>学系支援課長</u>
自然科学系	<u>学系支援課長</u>
芸術・スポーツ科学系	<u>学系支援課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
環境教育施設実践施設	<u>学系支援課長</u>
教育実践研究支援センター	<u>学系支援課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
教員養成カリキュラム開発研究センター	<u>学系支援課長</u>
保健管理センター	<u>学生サービス課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
放射性同位元素総合実験施設	<u>学系支援課長</u>
〔省略〕	〔省略〕
現職教員研修支援センター	<u>学務課長</u>
学生相談センター	<u>学生サービス課長</u>
学生キャリア支援センター	<u>学生サービス課長</u>
〔省略〕	〔省略〕

第1号様式（第32条第1項第1号関係）

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

〔省略〕	〔省略〕
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人東京学芸大学総務部 <u>広報</u> <u>連携協力課</u>
	(所在地) 東京都小金井市貫井北町4-1-1
〔省略〕	〔省略〕

第1号様式（第32条第1項第1号関係）

個人情報ファイル簿

国立大学法人東京学芸大学

〔省略〕	〔省略〕
開示請求等を受理する 組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人東京学芸大学総務部 <u>総務</u> <u>課</u>
	(所在地) 東京都小金井市貫井北町4-1-1
〔省略〕	〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学情報公開取扱規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(受付)</p> <p>第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部<u>広報連携協力課</u>（以下「<u>広報連携協力課</u>」という。）及び<u>財務施設部</u>経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) [省略]</p> <p>2 前項のほか、各附属学校事務室（小金井地区を除く。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>広報連携協力課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>広報連携協力課</u>に送付するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第6条 第1項～第3項 [省略]</p> <p>4 法人文書の開示は、原則として<u>広報連携協力課</u>において実施するものとする。</p>	<p>[省略]</p> <p>(受付)</p> <p>第3条 本学が保有する法人文書について、開示請求があった場合は、本学総務部<u>総務課</u>（以下「<u>総務課</u>」という。）及び<u>財務部</u>経理課において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) ～ (4) [省略]</p> <p>2 前項のほか、各附属学校事務室（小金井地区を除く。）において次の各号に定めるところにより受け付けるものとする。</p> <p>(1) 開示請求者に対し、<u>総務課</u>の協力を得て、法人文書の特定に資する情報の提供に努めなければならない。</p> <p>(2) 開示請求を受け付けるときは、開示請求者に開示請求書の提出を求めるとともに、前項第3号に定める開示請求手数料を徴収するものとする。この場合において、開示請求書に形式上の不備があるときは、<u>総務課</u>の協力を得て、開示請求者に参考となる情報を提供し、その補正を求めることができる。</p> <p>(3) 開示請求書を受理したときは、開示請求者に開示請求書の副本1部及び開示請求手数料受領書を交付するとともに、開示請求書を<u>総務課</u>に送付するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第6条 第1項～第3項 [省略]</p> <p>4 法人文書の開示は、原則として<u>総務課</u>において実施するものとする。ただ</p>

る。ただし、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により広報連携協力課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

5 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、広報連携協力課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

[省略]

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

し、法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合又は利用者の居所等の都合により総務課まで出向くことができない場合には、当該法人文書を保有する部局等において実施できるものとする。

5 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、総務課において法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

[省略]

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、学長が別に定める。

国立大学法人東京学芸大学情報公開・個人情報保護委員会規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p>第9条 この規程の改廃は、<u>教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第10条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>総務課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p><u>第9条</u> この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規程の一部改正について

制定理由： 事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(管理台帳)</p> <p>第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙様式第2号により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。</p> <p>3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。</p> <p>4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。</p> <p>5 管理簿は、本学総務部<u>広報連携協力課</u>において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(管理台帳)</p> <p>第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙様式第2号により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。</p> <p>3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。</p> <p>4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。</p> <p>5 管理簿は、本学総務部<u>総務課</u>において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>[省略]</p>

東京学芸大学体育施設運営委員会規程の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 健康・スポーツ科学講座主任</p> <p>(2) 健康・スポーツ科学講座所属教員 3名</p> <p>(3) 人事課長</p> <p><u>(4) 学生課長</u></p> <p><u>(5) 財務課長</u></p> <p><u>(6) 教育研究支援課長</u></p> <p>2 前項第2号の委員の任期は、就任の日から起算して3年とする。</p> <p>3 委員会に委員長を置き、健康・スポーツ科学講座主任をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>教育研究支援部教育研究支援課</u>が処理する。</p> <p><u>(規程の改廃)</u></p> <p><u>第7条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。</p> <p>(1) 健康・スポーツ科学講座主任</p> <p>(2) 健康・スポーツ科学講座所属教員 3名</p> <p>(3) 人事課長</p> <p><u>(4) 学系支援課長</u></p> <p><u>(5) 学生サービス課長</u></p> <p><u>(6) 財務課長</u></p> <p>2 前項第2号の委員の任期は、就任の日から起算して3年とする。</p> <p>3 委員会に委員長を置き、健康・スポーツ科学講座主任をもって充てる。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会に関する庶務は、<u>総務部学系支援課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学教育研究評議会専門委員会要項の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学系選出の評議員 2名</p> <p>(2) 各学系の教授会構成員から選出された者(評議員を除く。) 各1名</p> <p>(3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 専門委員会は、前項に規定する委員のほか、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、当該各号に定める者を委員とする。</p> <p>(1) 制度人事専門委員会 総務部長</p> <p>(2) 予算専門委員会 <u>財務施設部長</u></p> <p>(3) 教育研究専門委員会 学務部長</p> <p>(4) 入学者選抜専門委員会 学務部長</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 制度人事専門委員会 総務部総務課</p> <p>(2) 予算専門委員会 <u>財務施設部財務課</u></p> <p>(3) 教育研究専門委員会 学務部学務課</p> <p>(4) 入学者選抜専門委員会 学務部入試課</p> <p><u>(要項の改廃)</u></p> <p><u>第9条 この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学系選出の評議員 2名</p> <p>(2) 各学系の教授会構成員から選出された者(評議員を除く。) 各1名</p> <p>(3) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名</p> <p>2 専門委員会は、前項に規定する委員のほか、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、当該各号に定める者を委員とする。</p> <p>(1) 制度人事専門委員会 総務部長</p> <p>(2) 予算専門委員会 <u>財務部長</u></p> <p>(3) 教育研究専門委員会 学務部長</p> <p>(4) 入学者選抜専門委員会 学務部長</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 専門委員会の庶務担当は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 制度人事専門委員会 総務部総務課</p> <p>(2) 予算専門委員会 <u>財務部財務課</u></p> <p>(3) 教育研究専門委員会 学務部学務課</p> <p>(4) 入学者選抜専門委員会 学務部入試課</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学男女共同参画推進本部要項の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) 学長が委嘱する事務職員 若干名</p> <p>(3) 総務課長</p> <p><u>(4) 人事課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>(要項の改廃)</u></p> <p><u>第7条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年7月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) 学長が委嘱する事務職員 若干名</p> <p>(3) 総務課長</p> <p>2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(補則)</p> <p><u>第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。</u></p>

国立大学法人東京学芸大学地域連携推進本部要項の一部改正について

制定理由：事務組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p><u>(2) 広報連携協力課長</u> <u>(3) 学務課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務) 第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p><u>(要項の改廃)</u> 第8条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</p> <p>(補則) 第9条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u> この要項は、平成21年7月1日から施行する。</p>	<p>[省略]</p> <p>(組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が委嘱する教員 若干名 <u>(2) 総務課長</u> <u>(3) 企画課長</u> <u>(4) 学務課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務) 第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>(補則) 第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。</p>